

教育に関する大綱の策定について

1 「大綱」とは

地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針のことで、平成27年4月1日の改正法施行以降に速やかに策定することとし、本市においても、平成27年11月に新座市教育大綱を策定し、市としての教育施策に関する方向性を明確化したものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 略

2 推進期間

改正法上に規定はないが、4～5年程度のものとして定めることが想定されている。

3 大綱の内容

改正法には記載内容についての定めは無く、自治体の判断により決定することとされているものです。なお、国の見解では、大綱は目標や施策の方針について定めるものであり、詳細な施策を定めるものではないとされています。

4 大綱策定スケジュール（案）

策定スケジュール（案）	
令和4年4月	
5月	教育大綱（案）に対する、教育委員の皆様への意見照会
6月	
7月	総合教育会議（令和4年度第1回） 【議題：教育大綱（案）に対する意見交換】
8月	
9月	パブコメ案に対する、教育委員の皆様への意見照会
10月	総合教育会議（令和4年度第2回） 【議題：パブコメ案に対する意見交換及び案の決定】
11月	パブコメ及び市議会議員への意見照会
12月	修正案に対する庁内及び教育委員の皆様への意見照会 総合教育会議（令和4年度第3回） 【議題：修正案に対する意見交換 令和5年度教育行政推進施策について 他】
令和5年1月	第2次新座市教育大綱 最終案の決定
2月	
3月	第2次新座市教育大綱の庁議決定